

事 指 第 1 1 2 7 号
令 和 6 年 5 月 10 日

大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議
構成員 様

大阪府環境農林水産部環境管理室長

大阪府石綿飛散防止対策セミナーの開催案内の周知について（依頼）

日ごろより、大阪府環境行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、令和3年に改正大気汚染防止法及び改正大阪府生活環境の保全等に関する条例が施行され、全ての石綿含有建材へ規制を拡大するとともに、都道府県等への事前調査結果の報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

また、令和5年10月1日以降に着手する建築物の解体等工事に係る事前調査については、調査を適切に行うために必要な知識を有する者により行わせることが義務付けられることとなりました。

府域では、石綿が使用された建築物の解体等が今後も増加すると予想されており、発注者及び施工者の皆さまの石綿飛散防止対策に資するよう標記セミナーを開催します。

つきましては、下記資料を送付いたしますので、貴団体の会員各位へ標記セミナーについてご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・大阪府石綿飛散防止対策セミナー 開催案内周知用チラシデータ
- ・原稿案（メールマガジン・広報誌、ホームページ等）

担当：大阪府環境農林水産部環境管理室
事業所指導課大気指導グループ
矢入、岸本
TEL：06-6210-9581
FAX：06-6210-9584
E-Mail：jigyoshoshido-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp